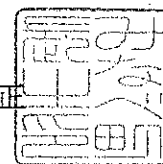


みなべ告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本町の区域内に次の土地が新たに生じたことを確認した。

平成27年9月18日

みなべ町長 小谷 芳 正



記

- 1 埋立ての場所 和歌山県日高郡みなべ町東岩代字木場64番2、66番2及び68番2の土地に接する国有海浜地の地先公有水面
- 2 埋立ての面積 685.04平方メートル
- 3 埋立地の用途 漁港施設用地

この写しは原本と相違ない事を証明する

平成27年9月18日

和歌山県日高郡みなべ町長 小谷 芳 正

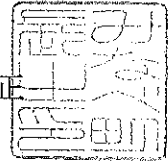


みなべ告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、
本町の字の区域を次のとおり変更した。

平成27年9月18日

みなべ町長 小 谷 芳 正



記

和歌山県日高郡みなべ町東岩代字木場64番2、66番2及び68番2の土地に接する国有海浜地の地先公有水面埋立地685.04平方メートルを和歌山県日高郡みなべ町東岩代字木場に編入する。

この写しは原本と相違ない事を証明する

平成27年9月18日

和歌山県日高郡みなべ町長 小 谷 芳 正

